

重層的支援会議

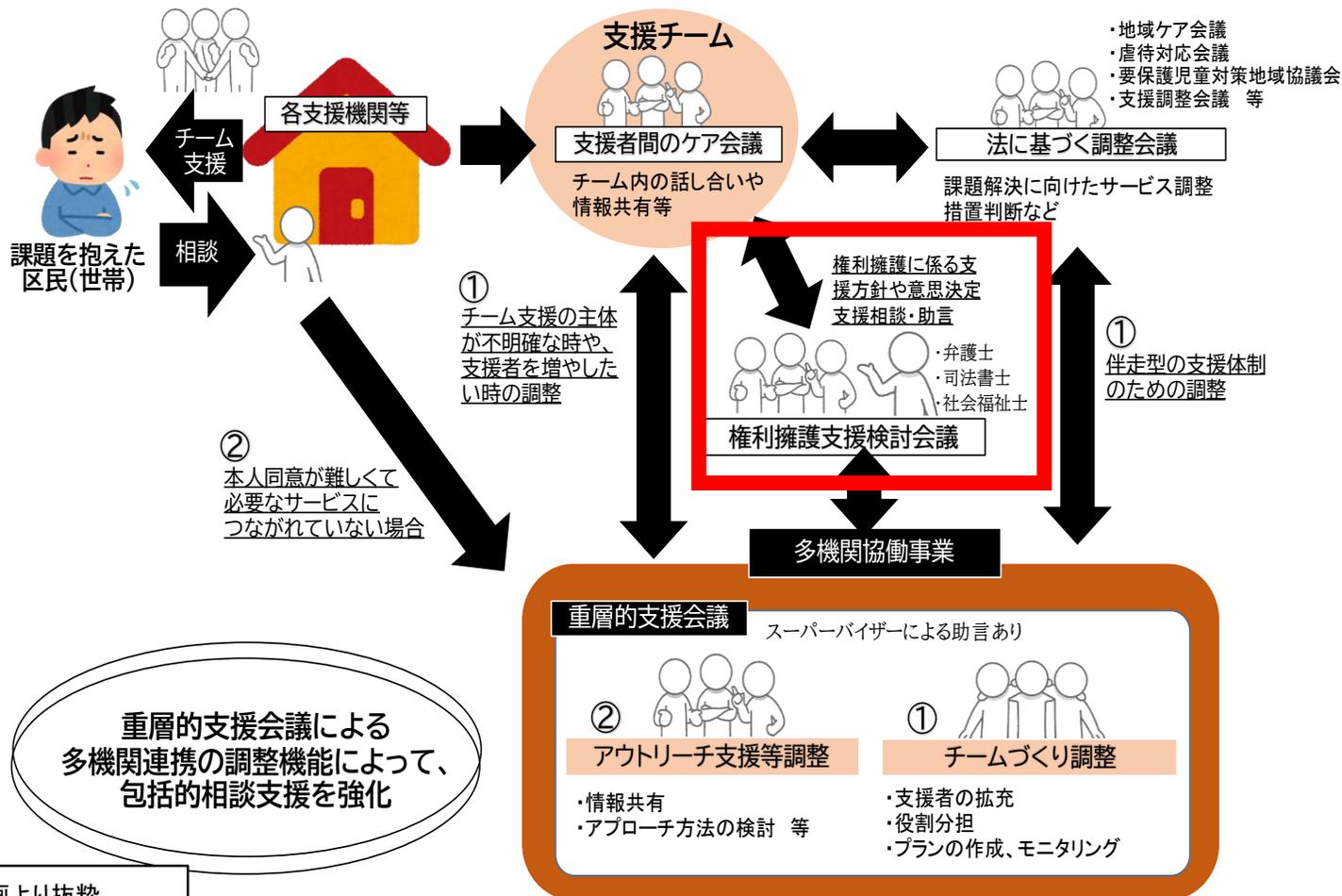
各支援機関の包括的相談支援をサポートする手段の一つとして、次の機能を持った重層的支援会議の実施や調整・助言を行っている。

①チームづくり調整機能

課題に応じて必要な機関と支援方針や役割分担を検討し、支援プランを作成する。支援プランのモニタリングを実施。

②アウトリーチ支援等調整機能(社会福祉法第106条の6に基づく支援会議)

法に基づき支援チームに守秘義務を課したうえで、必要な情報を関係者と共有し、対象者本人との関係性づくりをするためのアウトリーチ支援等の方法を検討。



重層的支援会議による多機関連携の調整機能によって、包括的相談支援を強化

権利擁護支援検討会議

・ 支援者（支援チーム）が本人の権利擁護に係る支援の適切さや支援方針等に迷いや疑問が生じた際、専門的な知見と法的根拠を基に多角的な視点で今後の支援方針や意思決定支援、チーム支援のあり方等を検討し、助言を得ることを目的とした会議（原則として月1回開催）

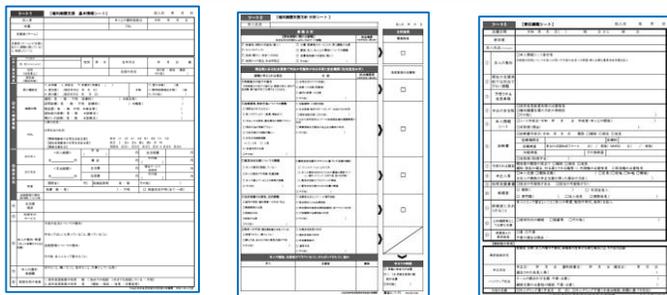
・ 中核機関が事務局となり、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、アドバイザー等で構成

① 権利擁護支援チームの形成支援

・ 本人に身近な家族・福祉・医療、地域等がチームとなって、情報共有しながら、本人の意思決定を基本とした必要な対応を行う仕組み
※事前打合せからチームで参加



② 権利擁護支援シート等の活用



★ 権利擁護支援を行う3つの場面★

権利擁護支援の検討に関する場面

- ・ アセスメント
- ・ 支援方針の検討
- ・ 制度利用の必要性
- ・ 緊急性の判断

成年後見制度利用前

成年後見制度開始までの場面

- ・ 予想される後見事務の整理
- ・ 申立て人や類型の検討
- ・ 受任者調整

申立ての準備から後見人の選任まで

成年後見制度の利用開始後に関する場面

- ・ モニタリング
- ・ 支援チームの再検討
- ・ 成年後見人等の交代の検討

後見人等選任後

後見制度ありきではない



効果

- ・ 権利擁護支援シート等の活用により、本人の意向や課題等が見える化し、支援者間で情報共有と課題の整理をすることができる。
 - ・ 会議での助言等を支援チームで持ち帰り、本人主体の支援と意思決定支援の実践に活かせる。
 - ・ 世帯に課題がある場合、分野を横断する関係者へのアプローチにより、権利擁護支援チームの拡充につなげている。
- ※後見人等選任後の後見人等を含めたチームへのバックアップも行う。

重層的支援会議



状況に応じて
使い分けながら活用

権利擁護支援検討会議



【特徴】

- **世帯全体**を調整する視点で検討
- 世帯全体の**支援プラン**を作成
- 行政福祉等の**多様なSV**からの助言



【特徴】

- **世帯員一人ひとり**の権利擁護の視点から検討
- 世帯員ごとに**権利擁護支援シート**を作成
※本人の意向や希望・価値観を重視
- **弁護士・司法書士・社会福祉士**からの助言

